

油濁基金だより

発行 財団法人漁場油濁被害救済基金 No.33

東京都千代田区内神田2丁目2番1号

〒101 鎌倉河岸ビル6階

TEL (代) 254-7033

61.11 発行

第6回全国豊かな



も く じ

I	中央審査会の動き	2
II	評議員の委嘱	4
III	地方審査会委員名簿	5
IV	豊かな海づくり大会（漁場保全功績団体の紹介）	12
V	油濁に対する対応状況	16
VI	原因者判明漁場油濁事故一覧表	22
VII	古代海洋民と日本文化の形成（そのⅢ）	24
VIII	海洋汚染の現状について	30

I 中央審査会の動き

○ 昭和61年度第3回中央審査会

昭和61年10月16日本年度第3回中央審査会が開催され、沖縄県水納島地区等6件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回は、島根県下の水産関係諸施設のほか、本年1月に県下石見、出雲地区海岸全域に亘り発生した油濁被害現場の現地視察を兼ねて、現地で審査会が開催された。上程された案件は防除清掃関係のみのもの6件で、次のような点などについて、質疑応酬があり審議検討された結果、別表のとおり認定された。

県・地区名	発生年月日	推定原因 (申請)	発生場所	関係漁協
沖縄県 水納島地区	61. 6. 6	不明	水納島地先海岸一帯	平良市漁協
鹿児島県 奄美大島地区	7. 10	〃	大和村漁協地先海岸一帯	大和村漁協
沖縄県 与那城村地区	7. 28	〃	伊計島東海岸一帯	与那城漁協
沖縄県 宮古島地区	8. 13	〃	宮古島東海岸一帯	平良市漁協
沖縄県 池間島地区	8. 15	〃	池間島地先海岸一帯	池間漁協
山口県 岩国市地区	8. 26	〃	柱島地先海岸	柱島漁協
計				
61年度累計				

鹿児島県奄美大島地区について、①作業距離に比べ動員数が多いのはなぜか。
 (地形によって、油、ゴミの漂着量に濃淡がみられるので、一概に作業距離が短いから作業量が少ないとは言えない実状にある。) ②手袋の値段に大きな差があるが、資材費に上限はないのか。(同じ軍手でも厚手のもの、ゴム引きのものなどがあり値段はまちまちであり、従来から実費主義で扱っている。)

沖縄県水納島地区では漁船を多く使っているがなぜか。(水納島には人手が少なく多良間島から動員した。両島間は潮流が早く、安全のため1隻に4～5人しか乗れず人員輸送のための漁船の隻数が多くなった。)

主な被害内容	申 請		認 定		備 考
	漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
防除清掃	— 円	2,068,600 円	— 円	2,068,600 円	
”	—	2,688,030	—	2,688,030	
”	—	1,241,340	—	1,241,340	
”	—	3,333,120	—	3,333,120	
”	—	2,229,420	—	2,229,420	
”	—	428,270	—	401,220	漁船用船費 △ 27,050 円減額
防除清掃 6件		11,988,780		11,961,730	
漁業被害 6件 防除清掃 8件		15,891,560		15,864,510	

Ⅱ 評議員の委嘱について

昭和61年度第2回理事会において、小幡八郎氏と福田民也氏の辞任に伴う後任の評議員として石垣信一氏と松井孝氏に委嘱することが承認された。

新	旧
石油連盟環境安全委員会 副委員長 石垣信一 日本鉱業(株)専務取締役	石油連盟環境安全委員会 前副委員長 小幡八郎
日本船主協会法規専門委員会 委員長 松井孝 大阪商船三井船舶(株)常務取締役	日本船主協会法規専門委員会 前委員長 福田民也

Ⅲ 地方審査会委員名簿

	氏名	所 属	役 職
青 森	三浦健一	県漁業協同組合連合会	副会長
	神栄一	県信用漁業協同組合連合会	専務理事
	森内秀磨	県漁業共済組合	専務理事
	渡辺幸造	県水産振興会	常務理事
	米沢俊次	県水産部	次長
	西川祐敏	県環境保健部	公害課長
	武尾善蔵	県水産増殖センター	所長
	村本喜四郎	県商工会議所連合会	常任幹事
	月館賢太郎	県石油商業協同組合	理事長
田村潤一	東北電力(株)青森支店	取締役支店長	
宮 城	柴原博	県漁業協同組合連合会	会長理事
	星郁夫	県漁業協同組合連合会	専務理事
	田村一夫	県信用漁業協同組合連合会	専務理事
	内海紀美夫	県漁業共済組合	組合長
	佐々木一弘	県水産林業部	次長
	谷藤正	県水産林業部	水産振興課長
	渡辺競	県水産試験場	場長
	斉藤八郎	県商工会議所連合会	常任理事
	西澤敏	東北大学農学部	教授
	佐々木善明	県石油商業協同組合	海上部会幹事
千 葉	廣部富雄	県漁業協同組合連合会	常務理事
	布施博	県漁業共済組合	常務理事
	高柳健	(前)県漁業振興基金	専務理事
	安田昭	県漁業振興基金	専務理事
	利涉義宣	県水産部	水産課長
	大場俊雄	県水産部	栽培漁業課長
	大澤恒紀	県水産試験場	場長
吉田勇	県商工会議所連合会	専務理事	

	氏名	所属	役職
千葉	白鳥 真一郎	(社)京葉地帯経済協議会	専務理事
	深見 渉	防災特殊曳船(株)	社長
東京	吉田 西 男	都漁業協同組合連合会	会長理事
	西坂 忠 雄	都漁船保険組合	組合長
	百束 武 雄	都漁業共済組合	専務理事
	坂井 文次郎	港漁業協同組合	組合長
	木下 昭 治	都農林水産部	水産課長
	森内 熙 宇	都水質保全部	水質規制課長
	伊藤 茂	都水産試験場	場長
	笹野 好 男	(株)千才商会社長	商工会議所名誉議員
	郷 良太郎	(株)ニチエン化工	社長
倉持 誠 夫	商工会議所	商工相談室長	
愛知	岡田 勤	県漁業協同組合連合会	会長理事
	藤本 忠 國	県漁業共済組合	組合長
	木村 金 雄	県漁船保険組合	組合長
	熊田 潮	前県水産試験場	場長
	荒井 幸二郎	県農業水産部	水産振興室長
	戸倉 正 人	県水産試験場	場長
	喜田 和四郎	三重大学水産学部	教授
	古田 二 朗	古田技術事務所	所長
	神谷 和 樹	東海鉄鋼協会	専務理事
岡村 卯左雄	出光興産(株)愛知製油所	副所長	
福井	杉原 邦 彦	県漁業協同組合連合会	参事
	清水 喜 義	県信用漁業協同組合連合会	参事
	西尾 治 郎	県漁業共済組合	専務理事
	小堀 弘	県漁業指導協会	専務理事
	下村 政 雄	県農林水産部	水産課長
	松本 利 雄	県生活環境部	環境保全課長
	古川 有 恒	県水産試験場	場長
山口 達 郎	県商工会議所連合会	専務理事	

	氏名	所 属	役 職
福井	永田 信輔 山田 与志夫	東洋紡績(株)敦賀工場 セーレン(株)	環境安全室部長 取締役技術部長
兵庫	青正 輔 天野 栄蔵 岸 峯夫 伊藤 光一 満尾 伸洋 名角 辰郎 藤井 昌昭 楫谷 力生 矢田貝 昭憲 池田 兼三	県漁業協同組合連合会 県信用漁業協同組合連合会 県漁業共済組合 (財)県水産公害対策基金 県農林水産部 県水産試験場 県保健環境部 姫路商工会議所 (株)神戸製鋼所環境技術本部 出光興産(株)兵庫製油所	専務理事 専務理事 専務理事 専務理事 水産課長 場長 参事 専務理事 環境管理部担当課長 副所長
岡山	西川 太 原田 義政 勝山 明 岸本 亘朗 駒沢 実 寺島 朴 清水 正志 信江 茂 藤田 政二郎 人見 武志	県漁業協同組合連合会 県漁業共済組合 県漁業信用基金協会 (財)県漁業操業安全協会 県農林水産部 県水産試験場 県環境保健部 県商工会議所連合会 川崎製鉄(株)水島製鉄所 耐火物協会	専務理事 組合長 専務理事 監事 水産課長 場長 水質保全課長 専務理事 総務部長 中国四国支部長
広島	神田 正清 大井 清蔵 吉岡 好夫 佐久間 森三 保田 昌広 木原 敏博 田平 利明 鈴川 俊夫	県漁業協同組合連合会 県信用漁業協同組合連合会 県漁業協同組合連合会 県漁業共済組合 県農政部 県環境保健部 県水産試験場 県商工会議所連合会	会長理事 会長理事 理事 組合長 水産漁港課長 環境保全課長 場長 幹事長

	氏 名	所 属	役 職
広 島	富士谷 良 三	県石油商業組合	理事長
	水 田 晴 雄	日本鋼管(株) 福山製鉄所	総務部課長
山 口	浜 村 博	県漁業協同組合連合会	専務理事
	安 村 長	(社) 山口県漁村振興協議会	常任理事
	綿 加 直 幸	県信用漁業協同組合連合会	専務理事
	西 村 祐 一	県漁業共済組合	専務理事
	三 好 貞 治	県水産部	次長
	井 上 昭 夫	県環境部公害対策課	課長
	富 山 昭	県内海水産試験場	場長
	高 嶋 寿 男	岩国商工会議所	専務理事
	内 山 實	出光興産(株) 徳山製油所	副所長
	東 谷 正 三	宇部興産総合サービス(株)	顧問
島 根	中 島 俊 夫	県漁業協同組合連合会	会長理事
	道 前 義 勇	県信用漁業協同組合連合会	会長理事
	家 中 高 吉	県漁業共済組合	組合長
	渡 邊 健 造	県沿岸漁場整備開発協会	理事
	彦 田 和 昭	県農林水産部	漁政部長
	山 崎 繁	県水産試験場	場長
	秋 本 雄 也	県総務部消防防災課	課長
	当 本 哲 夫	県商工会議所連合会	幹事長
	土 田 好 治	県商工会連合会	会長
	万 代 忠 良	県石油協同組合	理事長
香 川	長 町 鍬二郎	県漁業協同組合連合会	専務理事
	多 田 政 信	県漁業共済組合	専務理事
	藤 原 恵三郎	県のり養殖研究会	会長
	平 岡 雅 朗	県漁業操業安全協会	事務局長
	藤 田 昭 夫	県経済労働部	水産課長
	安 藤 寛	県環境保健部	公害課長
	合 田 理	県水産試験場	場長
	広 瀬 実	県商工会議所連合会	専務理事

	氏 名	所 属	役 職
香 川	亀 井 修	四国電力(株)香川支店	支店長
	河 西 収	県石油商業協同組合	副理事長
愛 媛	重 見 鬼	県漁業協同組合連合会	専務理事
	大 元 勝美	県信用漁業協同組合連合会	専務理事
	中 谷 芳勝	県漁業共済組合	専務理事
	山 城 正一	県水産振興基金	専務理事
	兵 頭 隆夫	県水産局	水産課長
	丸 岡 昭三	県保健環境部	公害課長
	矢 野 主税	県水産試験場	場長
	岡 本 真尚	松山商工会議所	産業公害専門指導員
	坂 見 満直	四国電力(株)愛媛支店	支店長
	滝 井 龍一	コスモ松山石油(株)	総務部長
高 知	木 下 明 則	県漁業協同組合連合会	専務理事
	久 保 光 男	県漁業共済組合	専務理事
	岡 田 誠 一	県漁業信用基金協会	専務理事
	浜 窪 大 蔵	県信用漁業協同組合連合会	専務理事
	明 神 慶 一	県水産局	水産課長
	清 遠 英 雄	県水産局	漁業振興課長
	窪 田 敏 文	県水産試験場	場長
	下 元 敏 晴		弁護士
	田 上 正 雄	県商工会議所連合会	専務理事
	渋 谷 唯 猪	県石油業協同組合	専務理事
福 岡	白 木 秋 好	県漁業協同組合連合会	専務理事
	浦 部 俊 郎	県信用漁業協同組合連合会	専務理事
	田 中 好 廣	県漁船保険組合	専務理事
	黒 田 孝 夫	県漁業共済組合	参事
	山 本 治 水	県水産林務部	次長
	岡 田 代 隆 夫	県衛生部環境整備局	環境保全課長
	瀬 川 和 人	県豊前水産試験場	場長
	伊 藤 正 行	県商工会議所連合会	総務部長

	氏名	所属	役職
福岡	若杉健太郎	新出光石油(株)	代表取締役
	福澤健一	九州電力(株)	立地環境部長
長崎	亀山太助	県漁業協同組合連合会	専務理事
	田中美代治	県信用漁業協同組合連合会	企画広報室長
	末田正三	県漁業共済組合	常務理事
	坂江松一郎	県漁業信用基金協会	参事
	辻寛	県水産部	次長
	前田亨	県環境部	理事兼環境対策課長
	田島俊彦	県水産試験場	場長
	本田千代松	県商工会議所連合会	事務局長
大分	若林勘一郎	県経営者協会	副会長
	藤岡邦雄	県石油商業協同組合	理事長
	安藤治人	県漁業協同組合連合会	会長理事
	嶋原勝	県信用漁業協同組合連合会	会長理事
	岡本義久	県漁船保険組合	組合長
	呉藤一郎	県漁業共済組合	組合長
	池永辰雄	県林業水産部	漁政課長
	田仲敬司	県環境保健部	公害規制課長
	安村昭	県水産試験場	場長
分	神山高明	県商工会議所連合会	専務理事
	平田英之	昭和電工(株)大分事務所	所長
	岩松鵬助	九州石油(株)大分製油所	総務部長
鹿児島	中村幸雄	県漁業協同組合連合会	専務理事
	福留正志	県信用漁業協同組合連合会	専務理事
	阿久根邦夫	県漁業共済組合	常務理事
	岩切成郎	鹿児島大学水産学部	学部長
	志賀正昭	県林務水産部	水産振興課長
	久野武	県保健環境部	公害規制課長
	西原拓夫	県水産試験場	場長
高田真也	県公害防止協会	事務局長	

	氏名	所属	役職
鹿児島	市来修	九州電力(株)鹿児島支店	支店長
	田中稔	鹿児島商工会議所	専務理事
沖縄	照屋正吉	県漁業協同組合連合会	専務理事
	我那覇生精	県信用漁業協同組合連合会	専務理事
	照喜名朝進	県漁業共済組合	組合長
	田場典秀	県漁業信用基金協会	専務理事
	奥間徳五郎	県農林水産部	漁政課長
	大城信雄	県環境保健部	公害対策課長
	崎山憲一	県水産試験場	場長
	下地亨	沖縄宮古商工会議所	副会頭
	野島武盛	沖縄電力(株)	専務
嶺井隆	沖縄県石油精製(株)	安全環境部長	

Ⅳ 豊かな海づくり大会

(漁場保全功績団体の紹介)

昭和 61 年 10 月 6 日 (月) 第 6 回豊かな海づくり大会が福井県小浜市において開催されました。同大会において、漁場保全部門で大会会長賞、農林水産大臣賞、水産庁長官賞を受賞した団体を紹介します。

大会会長賞

山口県 須佐漁業協同組合 よこじま広場推進協議会

山口県阿武郡須佐町須佐

(功績の概要)

豊かな漁村づくりをめざし、行政による漁業集落環境整備事業等が進められるとともに、漁協婦人部、漁協青年部を中心とした漁家 (137 戸) と地域住民 (238 戸) とが一体となり生活環境整備のため、漁業生産意向調査及び生活環境点検等を実施し、豊かな海づくりへの参画及び活動を展開した。

1. 地域住民による海辺清掃

毎月各集落ごとと年一回地域住民の総参加による一斉清掃の実施

2. 合成洗剤の追放と生活排水の処理

漁協婦人部では昭和 52 年より石鹼を使用する運動を展開、又共同排水施設の設置にともない便所の改善、生活排水等による汚水防止で近隣漁協への指導的役割を果たしている。

3. 環境保全への啓蒙と意識の高揚

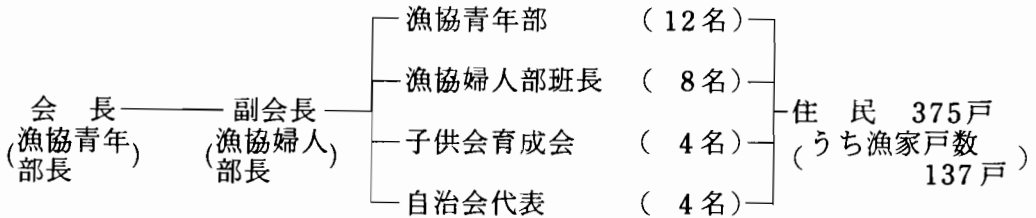
機関紙「よこじまだより」を毎月発行し、豊かな海づくりのため漁村の生活向上をめざす知識、情報を地域全体に提供しているとともに環境保全についての絵画、作文、習字の小中学生作品展、標語の発表展示会を実施している。

4. 地域ぐるみの子供広場づくり

地域住民の希望の多かった子供の遊び場を漁港整備によってできた場所に確保し、

設計，建設作業などへ住民の総参加により完成した。

組織の構成



農林水産大臣賞

福井県 雄島漁業協同組合

坂井郡三国町安島 31 の 4 の 1

(功績の概要)

当地は古来より海女漁業の盛んな土地柄であり，当漁協管内の水揚高約 2 億円のうち，うに，あわび，わかめなどの磯根資源で 6 割強をしめ，そのため古くから投石等による漁場管理に力を入れている。また，あわび資源が減少しはじめた昭和 34 年頃より県下の各漁協にさきがけあわび稚貝の放流を行ったり，有害生物のヒトデや海藻にたいし組合員全員による除去作業を行い資源管理に心がけている。

近年は廃油ボールや生活廃棄物等の漂着物の処理にあたって地先を持つ組合員が率先して行動し，また「天然油脂を原料とする石鹼の使用」の運動を展開中である。

1. 漁業資源管理の方法

禁漁期間の徹底，密漁防止の為の監視及び組合員による殻長規制を厳守した稚貝の放流をおこなっている。

2. 漁場保全について

廃油ボール，生活廃棄物等の漂着物を地域ごとに組合員が率先して処理に当たり有害生物については日を決めて一斉に駆除している。

又，天然油脂を原料とする石鹼を使用する運動を進めている。

第1表 年度別ヒトデ除去数量実績

	57年		58年		59年		60年		61年(5月末現在)	
	動員数	除去面積	動員数	除去面積	動員数	除去面積	動員数	除去面積	動員数	除去面積
梶	99人	2,500 m ²	72人	3,000 m ²	36人	3,000 m ²	63人	3,000 m ²	40人	3,000 m ²
崎	159	2,500	45	2,500	45	3,000	90	3,000	45	3,000
安 島	480	5,000	181	6,000	156	6,000	180	6,000	160	6,000
米ヶ脇	147	3,000	92	3,000	59	4,000	92	4,000	36	4,000
計	855	13,000	390	14,500	296	16,000	425	16,000	281	16,000
除去数量	3,540 kg		1,620 kg		1,107 kg		1,268 kg		993 kg	
〃回数	3回		2回		2回		2回		1回	

(動員数=延人数)

第2表 年度別スガモ除去数量実績

	57年	58年	59年	60年	61年(5月末)
稼働人数	216人	552人	460人	366人	138人
〃日数	8日	12日	10日	8日	3日
除去数量	104 t	83 t	138 t	132 t	35 t

(稼働人数=延人数)

第3表 アワビ稚貝放流実施

年	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
数量	78,000 個	65,000	70,000	101,000	45,080	42,000	69,000	65,400	55,000	70,000	70,000

水産庁長官賞

神奈川県 横須賀市東部漁業協同組合

横須賀市浦安町2の33

(功績の概要)

漁場に流入する廃棄物の汚染源を調査しその根源を突き止め被害の軽減を図った。また漁協組合員一丸となり廃棄物の回収処理を行い地域社会への漁場環境の保全意識の啓発普及に努めている。

当漁協は東京湾の入口に位置し特にのり、わかめ養殖等の沿岸漁業が盛んである。この立地条件が災いしてか昭和40年代より各種廃棄物が漁場内に漂流、堆積し養殖のみならず小型底曳き網漁業にも多大な被害を及ぼしはじめた。

昭和49年3月組合員による漂流源の調査を行いそれを突き止め廃棄物の流出の防止と回収に大きく関与し以後廃棄物の漁場流入の軽減が図られた。

現在もビン、カン類、発泡スチロール、流木等が漂着しており、これに対しても漁協組合員が総力をあげ回収、焼却等により処理を行い漁場環境の保全に努めている。



V 油濁に対する対応状況

千葉県では、のり漁場の油濁監視を航空機及び船舶により、10月15日より翌年3月31日迄実施し、油濁による被害の未然防止と軽減につとめている。

以下、実施にあたって作成されている監視業務要領を掲載する。

（監視経路及び位置表示図、監視経路図点名称、省略）

千葉県のり漁場監視業務（航空機）要領



（基地）

第1 県監視飛行機（以下「本機」という）の基地は、竜ヶ崎飛行場（茨城県竜ヶ崎市半田町3177）とする。

（飛行時刻）

第2 本機の基地出発時刻は午前9時30分とする。ただし、油流出事故、その他緊急事態発生の場合は、この限りでない。

（監視飛行範囲及び位置の表示）

第3 監視飛行範囲は東京内湾及び東京湾一円とし、別図の記号及び番号により位置を表示する。

（報告及び指示）

第4 本機は、通常時においては監視日誌の各事項を監視終了後県に報告するが、次の場合には飛行中であっても必要事項を県（可能な時は県監視船）へ速やかに連絡し、県の指示を受けるものとする。



- (1) 別に定める濃度基準の4以上の排出油を発見し、風向、潮流等から推定してのり漁場に流入し、被害が発生するおそれがある場合。
- (2) 現に廃油等を投棄しており、又は投棄したと推定し得る船舶を発見した場合（後日速やかに海水油濁事件現認報告書を提出）
- (3) その他船舶ののり漁場への突入、座礁、衝突、沈没等の突発事故が発生し、のり漁場への被害が予想されるところから県が依頼した場合。

2 上記における必要事項とは、次のとおりとする。

A 発見時刻

B 場所

C 油の種類

D 濃度

E 範囲

(船舶に関しては次の各項を加える)

F 船舶名・記号

G その他

3 第4(1)、(2)及び(3)の場合には、カメラによる写真撮影を行なうものとする。

(監視日誌等)

第5 監視日誌は、毎日記帳しなければならない。

2 監視日誌及び監視飛行業務実施報告書は、毎月分をとりまとめ翌月5日までに県に提出するものとする。

使用航空機 セスナ150型(2人乗り)

千葉県のり漁場監視業務(船舶)要領

(基地)

第1 監視船は、千葉港及び大貫漁港を交互に基地とし、木更津及び富津港を補助基地とする。

(出入港時刻)

第2 監視船の出港時刻は午前7時とし、入港時刻は午後5時を標準とする。

(乗組員)

第3 監視船の乗組員は、船長1名、機関長1名、船員2名の計4名とする。

ただし、必要に応じて県職員が監視員として乗船する。

(監視経路及び位置の表示)

第4 監視経路及び位置の表示は、別図「監視経路図及び位置表示図」のとおりとし、座標系の表示に併せて付近物標(チェックポイント)からの方位、方向、距離を明示とする。

監視船の監視経路は、県が特に指示したときは監視経路図の限りではない。

(監視報告及び連絡方法)

第5 監視船の連絡時刻は、毎日11時30分及び監視業務終了時とし、船舶電話に

より県に連絡する。

この場合において、監視飛行機からの無線モニターラジオ情報が入っているときは併せて報告する。

- 2 油濁発見等の緊急事態発生の場合は、船舶電話により直ちに県に連絡し、県の指示を受けるものとする。
- 3 現に廃油等を投棄しており、又は投棄したと推定し得る船舶を発見した場合は、業務終了後速やかに別紙「海水油濁現認報告書」を県に提出する。
- 4 「監視日誌」は、毎日記帳しなければならない。
- 5 監視日誌及び「監視船業務実施報告書」は、毎月分をとりまとめ、翌月5日までに県に報告する。

(貸与品)

第6 県から貸与品を受取った場合は、受領書(様式1)を県に提出しなければならない。

- 2 貸与品は、善良なる管理者の注意をもって管理し、貸与期間終了後遅滞なく県に返還しなければならない。

使用船舶 11号七四郎丸(9.86トン)

香川県では昨年4度に亘って油濁被害を受けたので、漁連を中心に油濁事故に対処するための要領を作成したのでここに紹介する。

香川県流出油事故処理要領

昭和61年10月1日

香川県漁場環境保全対策協議会

香川県漁業協同組合連合会

(目的)

この要領は、県下において流出油事故(以下油濁事故)が発生した場合漁業被害の防止並びに被害の軽減を図ることにつとめ、また防除作業並びに被害の事故処理を円滑に行うことを目的とする。

(通報)

1. 油濁事故を発見した者は、直ちに漁協にその旨を通報する。
2. 通報を受けた漁協は、直ちに漁連・隣接漁協並びに関係機関(①保安部(署))、

②県・市・町）へ通報するとともに、油濁事故の状況把握につとめる。

3. 漁連は、油濁事故の状況把握につとめ、隣接漁協並びに関係機関（①保安部（署）②県）にその状況を連絡すると共に、必要な対策について関係機関（①保安部（署）②県）と協議する。

原因者不明の場合には（財）油濁基金に通報し、予め費用の支出について了解を得る。

（防除作業）

1. 原因者の判明・不明にかかわらず、被害を受けた（または怖れのある）漁協の組合長は責任者となって、現場防除作業の指揮にあたる。

また、沖合（漁場以外でも）で保安部（署）等が油濁事故を発見し、防除作業について協力要請があった場合も同様とする。

2. 油濁事故の状況により、他漁協の応援を求めることができる。

また、応援出動の要請を受けた漁協は、これに協力して防除作業を行う。

3. 漁連は速やかに職員を現場に派遣して、漁協の防除作業を把握し、保安部（署）等関係機関と協力して、必要な処置を講じる。

4. 偵察・警戒、防除作業、応援出動については、別に定める。

（油処理剤の使用）

1. 油処理剤の使用は、被害漁協並びに隣接漁協の組合長の協議により決定する。

（被害の事故処理）

1. 漁連は、原則として被害関係漁協の組合長会議を招集し、その協議に基づいて事故処理に当たる。

2. 被害額の算定は、原因者の判明・不明にかかわらず、（財）油濁基金の定めた基準によって行う。但し、必要な場合には公認鑑定機関に委託して行うことができる。

3. 漁業被害の賠償及びその交渉は、特別な場合を除き被害関係漁協の組合長の意見を聞いて、漁連を窓口として行う。

原因者不明の場合は（財）油濁基金の定めるところとする。

（傷害保険）

1. 漁連は、原因者の判明・不明にかかわらず、防除作業中の人身事故を目的とする障害保険に加入する。事故が発生した場合には、保険金の範囲内で処理する。但し、原因者が判明している場合はこの限りでない。

(施 行)

1. この要領は，昭和 61 年 10 月 1 日から施行する。

偵察・警戒，防除作業，応援出動基準

1. 偵察，警戒について : パトロール船は各漁協 1～2 隻とする。
2. 防除作業について : 油濁事故の状況に応じ，漁連と協議した出動隻数とする。
3. 応援出動について : 上記と同様
4. 注意事項
 - (1) 出動漁船には，危険防止のため各船には必ず 2 名以上が乗船する。
 - (2) 防除作業に要した漁船並びに資機材は，組合長（またはその者に代わる者）が責任をもって確認する。
 - (3) 費用弁償については原因者不明の場合は，下記のとおり（財）油濁基金の出動手当金（昭和 61 年 4 月 1 日現在）を適用する。なお，原因者判明の場合は，これらは適用しない。

記

労 務 費（1 時間当り）

	単 価
男	8 1 0 円
女	6 1 0 円

参考 1 日当たり（8 時間労働）

男：6,480 円 女：4,880 円

(注) 著しい危険もしくは汚染を伴う作業，または高度の技能もしくは肉体的労働を要する作業と認められる場合は，1 時間当たり 110 円をこれに付加することがある。

漁船用船費（1日当り）

	単 価
1 t 以上船	25,700円
1 t 未満船	14,200円

(注) 4時間未満の使用は上記金額の½額とし、4時間以上の使用は全額とする。なお、漁船登録を受けた漁船に限る。

以 上

写真の紹介

第6回豊かな海づくり大会でのスナップ

表 紙

漁業後継者代表として「誓いのことば」を述べる小浜水産高校3年浦谷俊晴君と河合明美さん。

15頁

皇太子ご夫妻、鈴木前総理とともに稚魚の放流を行なう当基金宮原理事長。

Ⅵ 原因者判明漁場油濁事故一覧表

船名	事故発生年月日	事故発生場所	被害原因・内容	船籍	船種	PI 保険	流出廃棄物
ゼンリン・グローリー号 シーウェイ・ デスパッチ号	55. 5. 22	青森県 竜飛岬沖	衝突・沈没・ 油流出	リベリア 西ドイツ	貨物船 コンテナ船	○ ○	C重油 —
豊成丸 近鈴丸	55. 8. 21	宮城県 唐桑沖	衝突・油流出	日本 "	タンカー "	○ ○	C重油
アカデミースター号	57. 3. 21	千葉県 千倉町	座礁・油流出	パナマ	貨物船	○	C重油 微粉炭
第8福徳丸	57. 4. 3	徳島県 橘湾	衝突・油流出	日本	タンカー	○	C重油
チャーシ号	57. 5. 21	青森県 八戸	座礁	台湾	貨物船	○	C重油
第13利丸	58. 7. 5	和歌山県 潮岬灯台下	座礁・沈没	日本	曳船	○	重油
ベイリー号 ミング・スプリング号	58. 8. 26	静岡県 下田沖	衝突・油流出	パナマ 台湾	貨物船 "	○ ○	C重油
第8天社丸	58. 11. 10	青森県 尻屋崎沖	座礁・沈没	日本	貨物船	○	スラグ 重油
オリオントレーダー号	59. 2. 27	青森県 八戸	走錨して消波ブ ロックに乗り上 げ	パナマ	貨物船	○	C重油

注； 全国漁場環境保全対策協議会資料による。

(昭和55年以降) 単位:円

交渉方法	弁護士	相手方船主の海事鑑定	総トン数	推定制限額	要 求	妥 結	災 防 センター																																																																
話し合い	○	NKK	10,224	180,000,000	234,236,467	127,000,000	2号業務																																																																
	○		9,154	160,000,000				話し合い	○	マップス	983	36,000,000	114,796,124	58,700,000	2号業務	○	997	18,000,000	話し合い	○	マップス	33,442	524,428,520		180,000,000	2号業務	話し合い	○	マップス	499	18,000,000	454,792,085	190,650,000	2号業務	話し合い	○	コーンズ	12,400	230,000,000	82,655,068	22,693,610	2号業務	話し合い	○	マップス	99	6,900,000	5,968,657	5,000,000		話し合い	○	マップス	16,105	296,000,000	81,709,057	38,200,000		18,554	341,000,000	話し合い	○	マップス	697.54	14,602,470	108,698,513	23,000,000		話し合い	○	NKK
話し合い	○	マップス	983	36,000,000	114,796,124	58,700,000	2号業務																																																																
	○		997	18,000,000				話し合い	○	マップス	33,442	524,428,520		180,000,000	2号業務	話し合い	○	マップス	499	18,000,000	454,792,085	190,650,000	2号業務	話し合い	○	コーンズ	12,400	230,000,000	82,655,068	22,693,610	2号業務	話し合い	○	マップス	99	6,900,000	5,968,657	5,000,000		話し合い	○	マップス	16,105	296,000,000	81,709,057	38,200,000		18,554	341,000,000	話し合い	○	マップス	697.54	14,602,470	108,698,513	23,000,000		話し合い	○	NKK	4,485.63	80,000,000	19,777,635	11,000,000							
話し合い	○	マップス	33,442	524,428,520		180,000,000	2号業務																																																																
話し合い	○	マップス	499	18,000,000	454,792,085	190,650,000	2号業務																																																																
話し合い	○	コーンズ	12,400	230,000,000	82,655,068	22,693,610	2号業務																																																																
話し合い	○	マップス	99	6,900,000	5,968,657	5,000,000																																																																	
話し合い	○	マップス	16,105	296,000,000	81,709,057	38,200,000																																																																	
			18,554	341,000,000				話し合い	○	マップス	697.54	14,602,470	108,698,513	23,000,000		話し合い	○	NKK	4,485.63	80,000,000	19,777,635	11,000,000																																																	
話し合い	○	マップス	697.54	14,602,470	108,698,513	23,000,000																																																																	
話し合い	○	NKK	4,485.63	80,000,000	19,777,635	11,000,000																																																																	

Ⅶ 古代海洋民と日本文化の形成（そのⅢ）

高崎経済大学教授 大津昭一郎

8. 海洋民の神々（玄界灘の神々）

今回は中国との交流に関係の深い北九州等玄界灘の海洋神についてふれてみることにしました。

(1) 住吉の神を祀る海洋民

日本列島をとりまく広い海のなかを生活の舞台としていた古代の海の民のなかでも、玄界灘の三つの氏族は非常に興味深い存在であり、その活躍もめざましいものがあった。大陸と通路にあたり、海洋に自在に進出した彼等はそれぞれ独自の神を信仰し、自分たちの守護神としてその神に助けられていることを支えとしていた。

その神々は、三姉妹神を奉じる宗像の海人、少童三神を奉じる志賀の島の海人、住吉三神を奉じる博多の那の大津の海人である。

通常一柱の主神やイモ・セの兄妹神を祀るものが多い陸上の諸氏族に対して三位一体（三座一社）の神を祀る点でこの海人の神々はかなり顕著な共通性をもっている。

古事記は、伊邪那岐大神が黄泉国の住人となった伊邪那美命を追っていった、死者の国訪問譚の結末として、辛うじて逃げ帰ったイザナギが筑紫の日向の橘の小門の阿波岐原での禊ぎを語っている。大神が水底で身をすすいだ時、底津綿津見神と底筒之男命が生まれ、水の中ほどでは中津綿津見神と中筒之男命が、水面で身をそそいだときには、上津綿津見神と上筒之男命が生まれた。ここで少童三神と住吉三神の生誕を一挙にかたづけているのは不自然であるといわれている。これら三位一体神が底と中ほどと海面と、海の深さの三層に結びつけてのイメージにはそれなりの理由があると益田勝実氏は述べている。

博多に現存する住吉神社は、ソコツツノオ、ナカツツノオ、ウワツツノオの筒之男命三神を祭神としている。「つつ」は星の古語だから星の男－星辰の神格化が住吉大神で、航海に必須の星辰視測の術と不可分の航海者の信仰が生んだ神ということになる。そして海深三層とからんだ三柱としてとらえているのは、そこに海人族特有の禊の法が介在していると益田勝実氏はとらえている。そして深く潜る潜水儀礼というものがあつたのではないか。息が苦しくなるほど深く潜って身を清め、海中で“死と復活”の心の昇華を体験する儀礼が、海神の生誕を三段階に想像させた

ものと理解することができる。

猿田彦の大神が海底で貝に手をはさまれ、やっとのことで海面に出てくる下層、中層、上層というそれぞれの状態に応ずる新しい命名をえて、^{ソコドクミタマ}底度久御魂となり、^{ツブタツミタマ}都夫多津御魂となり、^{アワサツミタマ}阿波佐久御魂となる。神の行動に応じてできる神の名の列挙は、神の伝承の叙述でもある。日本の神話的思考独特の表現法で語られるこの物語り、潜水儀礼とかかわりをもつ三位一体神の成立を示しているものであろう。

さて、神人たちは大和朝廷の政権を樹立した神々にとっては、異なった海洋民であった。海人族の伝承は、元来は大和朝廷の伝承と別系統であろう。それが住吉の神を奉じる海人たちも、遙かに遡れば同族であると、大和朝廷側が、自分達の神話体系に海人たちを包摂しようとして、記紀神話のかたちをとったものと思われる。そこには大和朝廷と大陸との交渉が頻繁となり、海上輸送の面で海洋民族との深いかかわりあいがあるからあり、海人族の信仰する神の存在が大和朝廷側の視界に入ってきたので、神話体系における住吉の神の位置づけ以上に重要な事実を反映しているものであろう。

住吉の神は、古代は摂津国、長門国、対馬、杵岐島で祀られていた。そのことはこの神を奉じる氏族の広い行動範囲を示しており、朝鮮海峡と瀬戸内、大和と大陸を結ぶルートの中かで重要な役割を果たしていたものであろう。筑前の住吉神社は、朝鮮、大陸への渡海の基地として他の住吉神社と比べても決して軽いものではなかったが、時代が下ると津守連家^{ツモリノムラジ}が祭祀権を握った摂津の住吉神社だけが繁栄することになる。これは中央と大陸との関係の変化は、那の津の海人たちの大和朝廷への依存度が弱まったことによる。

(2) ^{ワタツミノカミ}少童神に仕える海の民

底津綿津見神、中津綿津見神、上津綿津見神が、住吉三神と同時に、イザナギの禊ぎによって生まれたと語る「古事記」は、「この三神の綿津見神は、^{アツミムラジ}阿曇連らの祖神をもち斎く神なり、かれ、阿曇連らは、その綿津見神の子、^{ウツシヒカナサツノミコト}宇都志日金拆命の子孫なり」と言い添えている。しかし、住吉三神の方にはそういう言及がない。

ワタツミは、^{ワタ}海原の神という意味で海そのものを支配する神である。では海人全体がこの神を信仰していると思うとそうではなく、住吉の星の神を奉じる海人がいるように、ワタツミを奉じているのも、海人族の一支族であった。博多湾の入口にある^{シカノシマ}志賀島がかれらの祭祀の中心地であり、社は^{シカノウミ}志賀海神社と呼び、社家はいまでも^{アツミ}安曇姓を名のっている。

「応神紀」三年条に、諸処の海人が騒擾をおこし、安曇連の祖大浜宿祢にそれを收拾させたので、かれを海人の宰に任じたとある。「延喜式」に見える但馬、隠岐、播磨、紀伊（二社）、壱岐の海人社は、アマとかワタツミと呼びならわしているが、この神社の系列に属するもので、全国各地にアヅミ（安曇）、アヅミ（渥美）の地名があることなどを考慮すると、この神を祀ったアヅミ氏の勢力範囲もおおかた推測することができる。

現在の志賀島は博多湾口にあり、海中道である細長い砂洲と橋で結ばれているが、長い間“神の島”の扱いをされてきた。海神社の本宮のある島の中心集落では、ごく近頃までは墓地を造らず、対岸の西戸崎に埋葬して、けがれを忌んできた。本社は、島の東南部の陸地と向きあう地域にあるが、反対側西北端の突出部に、勝馬明神と呼ぶ沖津宮があり、少し離れた山上に中津宮がある。沖津宮にウワツワタツミ、中津宮にナカツワタツミ、したがって、本社にはソコツワタツミを配祀してあるという考え方である。

志賀海神社のワタツミ3神の祭祀について考えていくときに、日本書紀では、底津少童命、中津少童命、表津少童命と書いてあるが、この神が海神の子、童形神とイメージされていたものと理解している。

そして志賀島、壱岐、対馬のワタツミ信仰は、同一のものとしてとらえ、それらは、本来海人たちの祖先の若者が海の女神とちぎってその血を引く幼な児が始祖となるという、神人通婚の始祖伝承であったものであろう。その話が中央に吸い上げられて、海神の国へ行った海人族の若者は、皇祖ヒコホホデミに、トヨタマビメが生んだワタツミ二世は、ウガヤフキアエズに置き替えられた。そしてそもそもの子神のワタツミは、イザナギの禊ぎの話のなかに追いやられて、住吉の神の生誕という一括処理の憂きめをみることになったようである。

日本の古来の神には、それぞれの氏族が祖神をもち斎く守り神とその猛威を懸命に祀りめねばならない崇り神の二系列がある。しかも守り神は、かなた神の世界からの来訪神で、祭りの季節にだけやってくるのだが、崇り神たちは、概してわれわれの身边に継続している自然神である。来訪神のきかたには、海のかなたの神の国からのものと、天上の神の国から山のいただきへというかたちが、一般的である。また、年ごとの祭の季節に神が新たに生まれてくるというかたちの神の来訪も多い。共同体の始祖神が、神と共同体の祖先との結婚によって生まれた、という伝承をもつ場合にはそうなる傾向がある。その場合、始祖神は、成長して大人にならず、

永遠の幼な児の姿が子孫にうけつがれていく。

“少童神”^{ワタツミノカミ}も同じように小さな子神だが、この神を母神のトヨタマビメとセットで祀るワタツミ信仰の海人たちが、古代の対馬、壱岐、筑前の海上で活躍していたのである。この場合、注目すべきことが二つある。一つは、海神の方が女性であること、二つは、その女神に、大きい(トヨ)真珠(タマ)の名を負っていること。真珠は海人のもちものと考えられていた。真珠をよりしろとして海神を祀ってきたので、それが神の名となったものらしい。海人のイメージと真珠のイメージがだぶった“真珠幻想”ともいうべきものを古代の安曇族は抱いていたらしい。

海幸山幸神話を大和朝廷にとりあげられ、代りにワタツミ三神生誕神話を与えられたかれらは、下って中世の“八幡愚童訓”“太平記”以降の文献に姿をあらわす。志賀明神=安曇磯良^{アヅミイソラ}説がそのあたりの消息をうかがわせる。年久しく海底に住み、貝や藻につく虫に満身をおおわれていた磯良が、わが身のみにくさを気にかけ、はじめは肯んじなかったが、懇望されてようやく海上に浮かび出てきて、神功皇后の渡海に殊勲をたてる、という話がそれである。独立不羈の海の異族の民族伝承がこのような人目をはばかる醜貌の始祖のいいつたえに変容してしまっている。海人たちは卑下を強要され、それに馴れていったのである。

(3) 海洋民の三女神信仰

漁民の祀る海の神には、全国共通の神を祀る多数例とその地の神を祀る少数例にわかれている。全国共通の神々も古顔と新顔の二つに分かれている。新顔は、金毘羅権現と恵比須様。古顔には、住吉の神とワタツミの神、それに宗像の神である。宗像の神は、宗像大社の名で祀られているものであるが、瀬戸内海の安芸の宮島が信仰の大中継点となっていて、巖島神社と呼ばれているものの方が多い。

志賀島から少し東の宗像地方に根拠地をおく宗像の海人の中心地は、有名な鐘ヶ崎で、古代はカネノミサキと呼んだところである。現代でも鐘ヶ崎を遠祖の地として記憶している漁民は、各地にひろがっている。例えば、長門^{ツノジマ}の角島^{ムカツ}の人々、向津具半島の先端の大浦の人たちがそうであり、能登輪島の海士町の潜水漁夫たちである。輪島のもぐりは半年間は沖の^{ヘクラジマ}舳倉島へ移住して潜りつづける海女たち(もっとも最近では周年定着している人々もいるときいている)がそうである。その宗像の海人が祀りはじめたのが沖ノ島である。

宗像大社は、^{ヘツノミヤ}辺津宮が福岡県宗像郡玄海町の海岸へだたること4キロメートルの^{タジマ}田島にあり、中津宮は、海上の筑前大島に、沖津宮は玄界灘のはるか沖合の沖ノ島

にある。志賀海神社の祭祀は本社が最も重要で、勝馬明神や中津宮の比重は二次的だが、宗像はそれと異なり、田島の辺津宮への上陸地神湊コウミナトから59キロメートル、対馬の巖原港から75キロメートル、下関港から83キロメートルというように本州、九州、対馬の中間点にある絶海の孤島沖ノ島の祭祀が、なによりも重要なのである。

宗像の神は、大陸への渡航の北ルートのもんなかにあり、航路の神とみられていた。祭神を全体で呼べば、チヌシノムチだが、内実は三位一体の女神で、多紀理毘売命タキリヒメノミコト（田霧姫命）・市寸島比売命イチキシマヒメノミコト（湊津嶋姫命）・田寸津比売命タキシマヒメノミコト（湊津姫命）である。この3柱を沖津宮、中津宮、辺津宮のいずれにあるのか記紀にも諸説が揚げられており不明であるが、分祀は本来の姿でないらしい。現に、はやく勧請された安芸の宮島では、3箇所に分祀の形式をとっていない。大鳥居が海中に立ち、拝殿も潮がさすと海上に浮かぶ形に造られており、海上から島を遙拝するという本来の形をとっている。宗像3神の中核は、イチキシマヒメノミコト、すなわち齋きの島そのものの神であろう。

島そのものが海洋のなかにあり、巖かな島の本体のなかで、イチキシマヒメ、タギツヒメ、タギリヒメの三位一体として神格化してとらえている。朝鮮半島をめざす古代の海洋民の荒くれ男たちが、航路の目標としたのが沖ノ島であった。洋上のなかで巖かに鎮座せる島神に近づいて遙拝し、そこで新しい進路に舳先を向きかえる。その容易に近づきたいが必ず求め出さなければならない。航海の神の荒ぶる姿に、男たちは、神がかった巫女のなかの女性らしさを嗅ぎとっていたらしい。そして神の島は姫神でなければならなかった。筑前大島は第一遙拝所、田島は、氏族の統領が陸上へ島神を迎える居籠もりの祭場として発展したものだろう。はやい頃の社は、現在の辺津宮の背後の下高宮の旧宮址にあったという。

日本の神まつりの方式には、祀り手の在所を潔め、そこで忌み籠もって神を迎える“居籠もり”と、祀り手が日常の在所を離れ、特別な聖地へ移って忌み籠もり、そこで神と出会う“聖地籠もり”とがある。両者は時をかえてであるが、併用されることが多い。日本列島の周辺の小さい属島には、神島と呼ばれてきたものが、氣をつけてみると数えきれないほどある。無人島だったところも多い。それらには、航路のめあてとなるアテの島神もあり、神まつりに祀り手たちがひそかに籠もる祭場もあり、双方を兼ねていたものもある。玄界に浮ぶ沖ノ島が、洋上から拝する航路のアテの神としてばかりでなく、宗像の海人の一族が島へ上って神まつりの秘儀を

行方島でありつづけたことは驚くべきことである。

さて宗像の三女神の出自は、古事記によると、須佐之男命が、根の堅州国へ赴く前に姉との訣別のため高天原にのぼってきたことの出来事を物語っている。姉の天照大御神は、弟が国を奪おうとしてやってきたと邪推し、武装して、「なにしかも上り来る」と相對した。スサノオは誠意以外になにもないことをのべるが、姉神は、にわかには信じなかった。スサノオは衷心の誠意を立証するための誓いを提唱する。アマテラスは、スサノオの腰の剣を乞いうけて、3つに折り、天の真名井の水ですすいで、さ噛みに噛んで吹き棄てると、そのいぶきの中にまずタギリビメ、次にイチキシマヒメが、最後にタツキツヒメが生まれ出た。宗像の三女神の生誕である。スサノオは姉の身につけていた玉飾を乞いうけて、それを噛みくだいて吐き、5人の男神を生む。こうしてスサノオの誠意は明らかになったという。このような伝承のもとに三女神が生誕している。

沖ノ島の原生林の谷を出て、沖津宮の前の平地での露天の祭場からは、奈良三彩の壺や旗竿につけたらしい中国風の華麗な金銅製龍頭などが、奈良-平安朝の無数の土器類とともに発見されている。

これほど盛大な祀り方は、単なる宗像の冊人を率いる地方豪族の力によるものではありえない。古代国家が、宗像の君の聖地である絶海の孤島にまで進出してきて、厳肅に宗像の女神を祀りつづけてきたという、古代史の秘められた部分がそこに物語られている。しかし、ここでの神まつりは、単なる安全な航海の希求ではなからう。まず、渡洋の実力者宗像君との提携の企てであったように思われる。大和朝廷は、宗像君の祀る三女神の大和神話体系内での定位を切実に必要としていた。「応神紀」には、大和が阿知使主らを呉にやって四人の縫工女を将来したとき、宗像大神が途中で一人をねだりとった、とある。両者の提携のプロセスは、なかなか微妙である。

このように玄界灘に祀られている神々は現存、漁民の神々として古代から全国共通神として存在し、広く海洋に活躍した海洋民の信仰の対象であった。

(注) この章は、探訪神々のふる里(二)、黒潮の神々の峰、(九州北部)玄界に祀る“三位一体神”，益田勝実(小学館)より引用、参照。

Ⅷ 海洋汚染の現状について（昭和60年1～12月）

海上保安庁（警備救難部海上公害課）は毎年、前年の1月から12月までの海洋汚染の発生確認状況および監視取り締まりの状況を取りまとめて「海洋汚染の現状」として発表している。ここに昭和60年の概要を紹介する。

○ 海洋汚染の発生確認状況

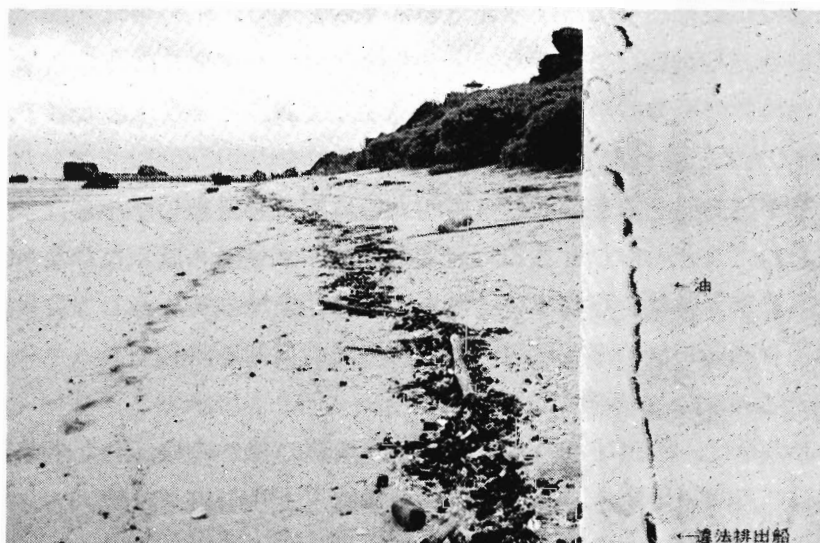
1. 概要

海上保安庁が昭和60年1月から12月までの間に、わが国周辺海域において確認した海洋汚染の発生件数は871件であり、このうち油による汚染は628件、油以外のものによる汚染は168件、赤潮は75件となっており、発生件数は前年の981件と比べ110件、約11%減少している。

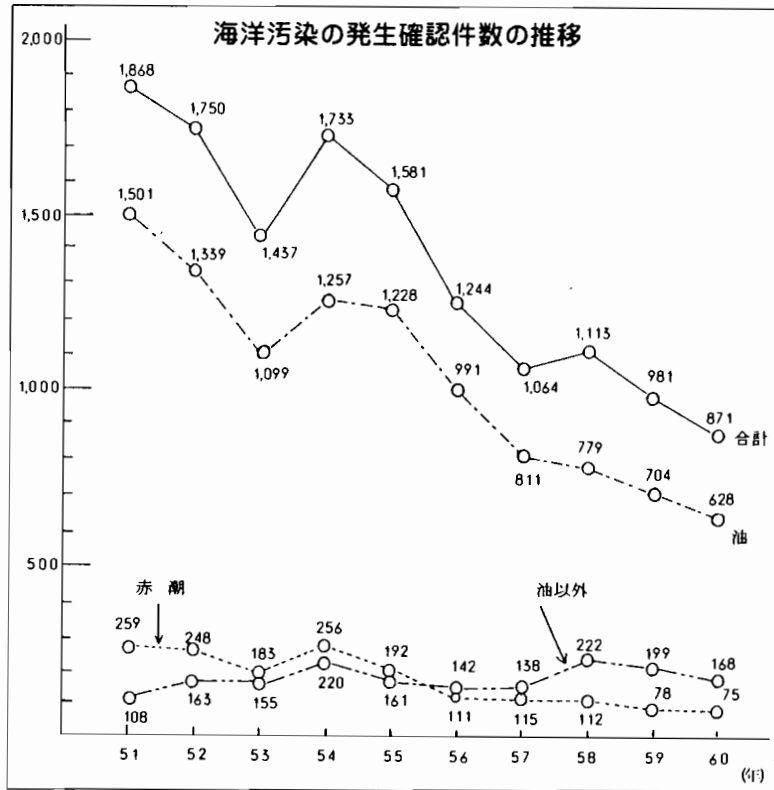
2. 油による汚染

油による汚染は628件で、前年の704件に比べ76件、約11%減少している。

これを海域別にみると、瀬戸内海（大阪湾を含む）が213件と最も多い海域となっている。



夜間監視装置がとらえた油違法排出船（右）
と漂着した廃油ボール＝海上保安庁提供



排出源別にみると、排出源の判明したものは501件で、油による汚染の約80%であるが、排出源としては船舶からのものが475件と大半を占めており、陸上からのものは26件となっている。

また、排出源不明のものは127件で、油による汚染の約20%を占めている。

さらに、原因別にみると、原因が判明したものは486件で、排出源判明のもの約97%であり、このうち主な原因として取扱不注意によるものが192件、海難によるものが142件、故意によるものが119件等となっている。

3. 油以外のものによる汚染

油以外のもの（廃棄物、工場排水等）による汚染は168件であり、前年に比べ31件、約16%減少している。

これを排出源別にみると、陸上からのものが151件、約90%、船舶からのものが16件、約10%となっており、その原因のほとんどが故意によるものである。

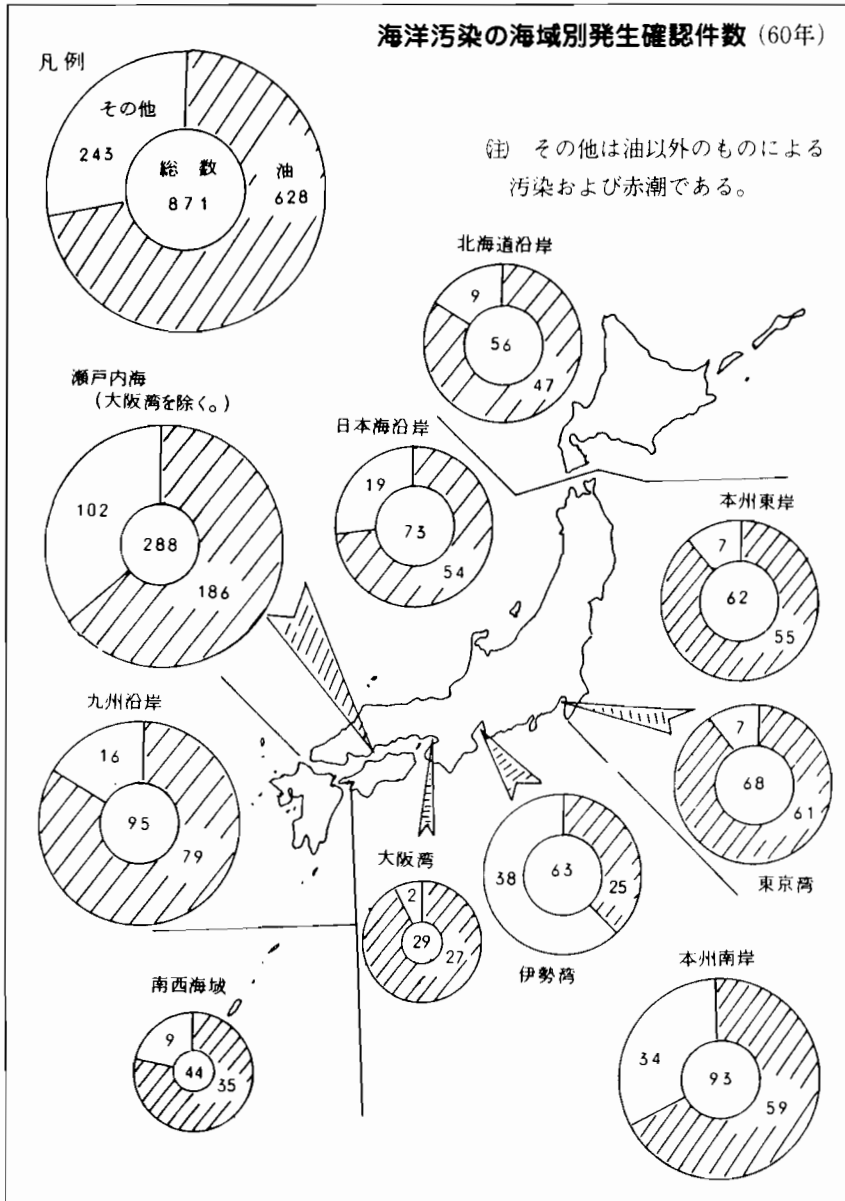
海洋汚染（赤潮を除く）の排出源別発生確認件数の推移（単位：件）

年 種 類	排 出 源	判 明								不 明	合 計
		船 舶					陸 上	そ の 他	計		
		貨 物 船	タ ン カ ー	漁 船	そ の 他	計					
58	油	247	65	136	79	527	26	2	555	224	779
	油 以 外	3	0	5	10	18	193	0	211	11	222
	計	250	65	141	89	545	219	2	766	235	1,001
59	油	224	55	110	91	480	26	4	510	194	704
	油 以 外	3	3	15	5	26	172	1	199	0	199
	計	227	58	125	96	506	198	5	709	194	903
60	油	201	60	139	75	475	26	0	501	127	628
	油 以 外	4	2	6	4	16	151	1	168	0	168
	計	205	62	145	79	491	177	1	669	127	796

海洋汚染（赤潮を除く）の原因別発生確認件数の推移（単位：件）

年 種 類	原 因	判 明						不 明	合 計
		故 意	取 扱 不 注 意	破 損	海 難	そ の 他	計		
58	油	127	254	25	119	10	535	20	555
	油 以 外	207	1	0	0	2	210	1	211
	計	334	255	25	119	12	745	21	766
59	油	132	196	21	124	9	482	28	510
	油 以 外	191	1	3	2	2	199	0	199
	計	323	197	24	126	11	681	28	709
60	油	119	192	28	142	5	486	15	501
	油 以 外	160	3	2	2	1	168	0	168
	計	279	195	30	144	6	654	15	669

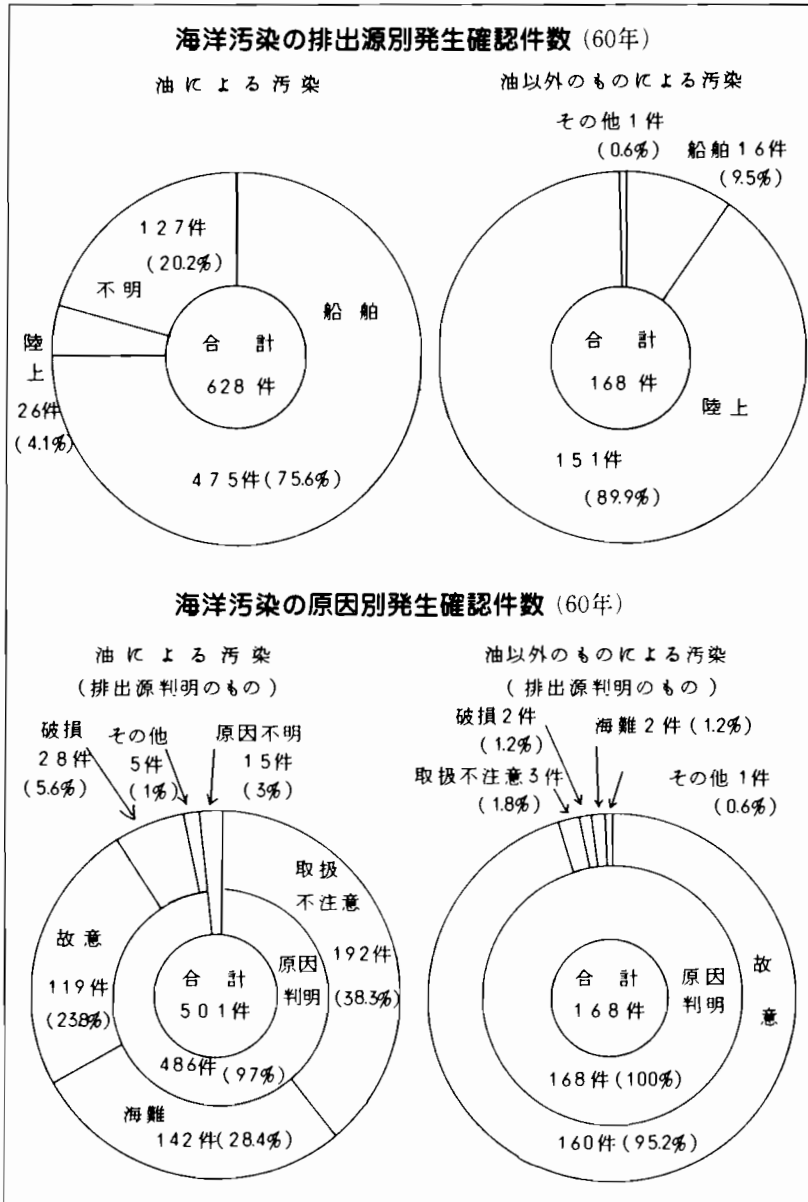
（注） 排出源が判明したものの区分である。



4. 赤潮

赤潮は 75 件で昨年に比べ 3 件減少している。

これを海域別にみると、伊勢湾および瀬戸内海（大阪湾を含む）で多く確認されている。



○ 監視取り締まりの状況

- 海上保安庁が昭和60年1月から12月までの間に、送致した海上公害関係法令違反は、1,812件であり、前年の1,638件と比べ174件、約11%増加している。これは、廃船および廃棄物の違法投棄事犯の送致件数が増加したためである。

2. 法令別では、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」違反が1,052件と全送致件数の約58%、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反が543件、約30%、「港則法」違反が196件、約11%、「水質汚濁防止法」違反が14件、約1%等となっている。

3. わが国の領海外における外国船舶の油の違法排出を、国際条約に基づいて当該船舶の旗国に通報した件数（旗国通報件数）は25件で、前年の21件に比べ4件増加している。

○ 主な海上公害事件

貨物船S号油排出事件（中城海上保安署，那覇航空基地）

60年9月3日、那覇航空基地所属航空機が監視飛行中、沖縄県久高島南東海域の領海内において、油を排出しながら航行中のマレーシア国籍S号（3,984総トン）を発見した。

通報を受けた中城海上保安署では、直ちに特別警備救難艇を出動させ、同船を捕捉し捜査した結果、同船機関員がバラスト兼ビルジポンプを起動し、機関室船底ビルジ約2klを油水分離器を通さず直接船外に排出していたことが判明したため、同年9月4日「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」違反容疑で検挙した。

汽船H丸油違法排出事件（大阪海上保安監部）

60年10月14日、大阪海上保安監部所属巡視艇は、大阪港に停泊中の冷凍運搬船H丸（7,454総トン）の立入検査を実施し関係書類等の精査を行ったところ、油記録簿等の記載内容に矛盾点が多く、燃料油スラッジ違法排出の疑いが持たれた。

捜査した結果、同船機関長および三等機関士等が燃料油スラッジを直接船外に排出できる隠しパイプを利用して、同年9月27日および10月8日の2回にわたり、千島列島東方海域等において、油分合計約4.8トンを含む燃料油スラッジ合計約10トンを排出していたことが判明したため、同年10月24日「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」違反容疑で検挙した。

岡山県M漁港廃棄物違法投棄事件（玉野海上保安部）

玉野海上保安部は、60年4月中旬、岡山県M漁港地先海面に大量のカキ殻が投棄されているのを発見した。

捜査した結果、付近のカキ養殖業者126人が58年4月～60年4月までの間、カキ打ち作業で発生したカキ殻約4,653トンを違法投棄していたことが判明したので、

同年11月1日までに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反容疑で検挙した。

S浜リゾートパーク汚水排出事件（大分海上保安部）

大分海上保安部は、60年7月下旬、大分県K半島沿岸の工場排水の調査中、Sリゾートパークの排出口から汚水が排出されているのを発見した。

捜査した結果、排水処理責任者が、パーク内に十分な排水処理施設を設けず、かつ、同施設の保守管理の怠慢から60年7月24日から同8月5日までの間、4回にわたり、大腸菌群数等5項目の排水基準を超える排水を地先海面に排出していたことが判明したので、同年8月19日「水質汚濁防止法」違反容疑で検挙した。

海上公害関係法令違反送致件数の推移

（単位：件）

区分 法令別	違反事項	送致件数						
		54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年
海洋汚染及び海上 災害の防止に関する法律	船舶からの油排出禁止規定違反	477	528	379	313	333	309	352
	油濁防止管理者選任・油濁防止 規程制定義務違反	8	12	4	7	4	0	3
	油記録簿備付け・記載・保存義務 違反	132	142	144	120	137	202	133
	船舶からの廃棄物排出禁止規定 違反	83	52	100	54	42	65	47
	廃船等の投棄禁止規定違反	333	305	319	274	345	377	487
	その他の条項違反	61	65	99	45	54	51	30
	小計	1,094	1,104	1,045	813	915	1,004	1,052
水質汚濁防止法	排水水の排出制限規定違反等	18	10	23	7	13	13	14
廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	廃棄物の投棄禁止規定違反等	448	293	351	217	297	455	543
港則法	廃油を捨てるなどの水路保全規定 違反等	208	139	140	117	129	154	196
都道府県漁業 調整規則	水産動植物に有害なものの遺棄 又は漏せつ禁止規定違反	3	4	10	0	3	4	4
その他の法令	漁港法違反等	1	3	3	13	5	8	3
合計		1,772	1,553	1,572	1,167	1,362	1,638	1,812

旗国通報件数の推移

年	46～52	53	54	55	56	57	58	59	59	合計
件数	97	12	16	34	71	37	22	21	25	335